

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律及び同規則の施行に伴い提出される事件関係書類等の編成について

平成12年8月14日総三第85号地方裁判所長
あて総務局長，刑事局長通達

改正 平成31年4月18日総三第88号

標記の編成について下記のとおり定めましたので，他の通達の定めによるほか，これによってください。

記

1 犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号。以下「規則」という。）第9条に規定する書面が最初に提出された場合には，その書面に表紙を付し，通信傍受に関する保管記録を編成する。

2 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）及び規則により提出された書類等は，次の書類ごとに，編年体により1の保管記録につづり込む。

(1) 法第27条第1項及び第2項並びに法第28条第1項及び第2項に規定する書面並びに法第15条に規定する通信に該当するかどうかの審査関係書類

(2) (1)及び(3)以外の書類（規則第9条に規定する書面（傍受令状の写しを含む。），規則第12条に規定する通知書，規則第13条の規定による通知書に係る書面，通信当事者に対する通知期間の延長請求事件記録，法第32条の規定による傍受の原記録の聴取閲覧等請求事件記録等）

(3) 傍受の原記録の保管期間に関する書類（通知書，保管期間の延長決定関係書類等）

3 抗告事件記録の取扱い

抗告審から送付された抗告事件記録は，抗告の対象となった裁判書の直後に一括してつづり込む。

付 記

この通達は，法の施行の日（平成12年8月15日）から実施する。

付 記（平31.4.18最高裁総三第88号）

この通達は，刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の施行の日から実施する。